

令和2年8月26日

株式会社 ENEOS ジェネレーションズ  
代表取締役 宮澤 清 殿  
(代理人弁護士：廣瀬 健太郎 殿)

GLOBAL UNION (認証番号101)

首都圏青年ユニオン連合会

福岡県福岡市博多区博多駅東2-8-27

博多駅東パネスビル2F

執行委員長  
組合員



## 団体交渉の申し入れ (再度)

先般より、団体交渉の申し入れを行なっておりますが、下記理由及び内容に基づき、再度団体交渉の申し入れを行います。

### 1. 団体交渉結果を受けての質疑

貴社は、当組合との団体交渉の際に、

「道義的には謝罪するが、法律的謝罪は行わない」

とのことでしたが、これに関して、

「セクハラの実態があったことは認めるが法的に謝罪する意思はない」

という認識でよろしいでしょうか。

昨今の社会情勢において、19歳の新入社員に対して、身体を触るなどのセクハラ行為について事実は認めるが、会社としては謝罪する意思はないという認識でよろしいでしょうか。

また、貴社は本件と適応障害の診断については結び付かないという主張を行っておりますが、この根拠は何をもってそのように判断をされたのでしょうか。

年端もいかない、これからの貴社を支える重要な人材に対し、卑劣極まり

ない行為に及んだ社員を組織ぐるみで守り、謝罪の意思はない、因果関係もないという態度であるという認識で問題ないでしょうか？

## 2. 当組合からの要求事項

本件交渉に関して、上記2点の事実認識について、誠実な説明を求めるとともに、再団交を求めます。

世界的企業である貴社におかれましては、グローバルスタンダードとは何たるかについて十分ご理解をされているかと存じますが、19歳のうら若き女性に男性上司が行った行為が本当に貴社において許されるべき行為であるかどうかを十分に考慮の上、ご賢明なご判断をよろしくお願いいたします。

以上